

調査・測量・設計業務共通仕様書 新旧対照表

改訂後

現行

1 地質・土質調査業務共通仕様書

1 地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総則

第1節 総則

第1-1条 ～ 第1-2条 [略]

第1-3条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く）以内に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務主任技術者が調査業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第1-4条 ～ 第1-8条 [略]

第1-9条 業務計画書

受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 ～ 4 [略]

以下、 [略]

第1章 総則

第1節 総則

第1-1条 ～ 第1-2条 [略]

第1-3条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後7日以内に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務主任技術者が調査業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第1-4条 ～ 第1-8条 [略]

第1-9条 業務計画書

受注者は、契約締結後14日 _____ 以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 ～ 4 [略]

以下、 [略]

調査・測量・設計業務共通仕様書 新旧対照表

改訂後

現行

2 測量業務共通仕様書

第1条 ~ 第3条 [略]

第4条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く）以内に測量業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務主任技術者が測量業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第5条 ~ 第9条 [略]

第10条 業務計画書

受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 ~ 4 [略]

以下、 [略]

2 測量業務共通仕様書

第1条 ~ 第3条 [略]

第4条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後7日以内に測量業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務主任技術者が測量業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第5条 ~ 第9条 [略]

第10条 業務計画書

受注者は、契約締結後14日 以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 ~ 4 [略]

以下、 [略]

調査・測量・設計業務共通仕様書 新旧対照表

改訂後

現行

3 設計業務共通仕様書

第1章 総則

第1-1条 ~ 第1-2条 [略]

第1-3条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務主任技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第1-4条 ~ 第1-10条 [略]

第1-11条 業務計画書

受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 ~ 4 [略]

以下、 [略]

3 設計業務共通仕様書

第1章 総則

第1-1条 ~ 第1-2条 [略]

第1-3条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後7日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務主任技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第1-4条 ~ 第1-10条 [略]

第1-11条 業務計画書

受注者は、契約締結後14日 _____ 以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 ~ 4 [略]

以下、 [略]